

新型コロナワクチン健康被害支援金支給までの流れ

新型コロナワクチン健康被害支援金の申請・支給

新型コロナワクチン接種後に副反応または副反応を疑われる症状を発症したら…

かかりつけ医
接種医で相談

かかりつけ医がなければ下記の医療機関で相談・診察・治療

*下記、医療機関に受診の際は保険診療になります。

(生活保護受給者は、医療券を提示)

*事前に電話で予約をしてください。電話での相談はできません。

医療機関名	住所	電話
いずみ脳神経内科	池浦町 4-9-48	23-8885
いのうえ消化器内科クリニック	松之浜町 2-4-15	90-5457
上條診療所	森町 2-3-8	32-1271
川端医院	戎町 5-9	32-2580
杉本医院	本町 4-17	32-3251

泉大津市立保健センター（健康づくり課）へ問合せ

希望により申請

①(国) 予防接種後健康被害救済制度

+

②(市) 健康被害支援金

②のみの申請はできません。
必ず①と一緒に申請してください。



(市) 健康被害調査委員会

大阪府を通じて国へ進達

(国) 疾病・傷害認定審査会

医療費(自己負担分)と
文書費用や選定療養費(自
費)の3/4に相当する額
を支給します。

審査結果は、国から市へ通達があり、その後申請者へ(支給・不支給)の通知をします。

(4~12か月程度の期間を要します)

